

○名護市学校給食センター設置条例

昭和47年5月23日

条例第32号

改正 昭和52年4月2日条例第5号  
昭和54年4月3日条例第9号  
昭和60年4月1日条例第7号  
平成元年12月27日条例第20号  
平成8年12月26日条例第22号  
平成10年6月29日条例第18号  
平成19年11月22日条例第22号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、名護市学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称              | 位置            |
|-----------------|---------------|
| 名護市東江学校給食センター   | 名護市大東二丁目4番2号  |
| 名護市名護学校給食センター   | 名護市大西二丁目2番22号 |
| 名護市名護第2学校給食センター | 名護市大西二丁目2番33号 |
| 名護市羽地学校給食センター   | 名護市字仲尾次756番地  |
| 名護市屋部学校給食センター   | 名護市字宇茂佐804番地8 |

(事業)

第3条 給食センターは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第2条に定める目標を達成するため、管轄学校の学校給食用物資の調達、調理、輸送、その他必要な事務及び事業を行う。

(職員)

第4条 給食センターに所要の職員を置く。

(運営委員会)

第5条 給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、名護市学校給食センター運営委員会を置く。

2 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について調査又は研究し、及び審議し、教育長に助言する。

(委員)

第6条 運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 学校長
- (2) PTA会長

(3) 学識経験者

(4) 教育次長

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、給食センターに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年条例第7号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年条例第20号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年条例第18号)

この条例は、字の区域及び名称の新設の効力の生ずる日から施行する。

附 則 (平成19年条例第22号)

この条例中第1条の規定は平成19年12月1日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。